平成２３年（フ）第７１号
京都府福知山市字新庄715番地の１
債務者　荒川由美子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　正毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１０５９号
兵庫県尼崎市大島２丁目33―11　Ｂ―304、住民票上の住所兵庫県西宮市若草町１丁目７番18号
債務者　長原正典こと　張　　應鍾
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４８２号
札幌市北区太平３条１丁目２番32号
債務者　高橋　孝司
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２６６８号
札幌市西区琴似２条２丁目２番54号　ハピネスかさの202号
債務者　佐藤　久子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７５号
札幌市西区発寒10条４丁目４番11号
債務者　鈴木　雅晴
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５３号
北海道石狩市花川南９条３丁目75番地、申立時の住所北海道石狩市花川南１条１丁目83番地
債務者　鈴木　　久
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９５９号
北海道江別市文京台44番地の41
債務者　梅津　浩之
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２０２号
北海道千歳市富丘４丁目１番22号
債務者　佐々木聖子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４２号
札幌市豊平区平岸６条９丁目１番12―103号
債務者　山本　和美
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５０号
札幌市中央区南19条西11丁目２番11号　第一大館マンション２階８号
債務者　田代　昭浩
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６７号
札幌市東区中沼西５条１丁目６番10号
債務者　相原　衣葉
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１９号
札幌市西区発寒３条３丁目６番10―103号
債務者　佐々木雄太
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５０号
札幌市厚別区厚別中央２条５丁目２番１―312号
債務者　中島　こよ
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５７号
札幌市白石区東札幌４条５丁目３番12―408号
債務者　五十嵐伸子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５８号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目２番３―203号
債務者　阪元　榮之
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６３号
札幌市東区東苗穂５条３丁目３番20―311号
債務者　鈴木　智之
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７１号
北海道恵庭市西島松567番地の１　アートライフ恵庭
債務者　川村千枝子（旧姓貝澤）
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部